

保健所長 殿

病院名（診療所名）

所在地

電話番号

管理者氏名

診療用粒子線照射装置備付廃止届

次のとおり診療用粒子線照射装置の備付を廃止したので、医療法（昭和23年法律第205号）第15条第3項及び同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第29条第1項の規定により届け出ます。

1 備付廃止に係る診療用粒子線照射装置備付届出年月日	年 月 日
2 備付を廃止した診療用粒子線照射装置に関する事項	
製 作 者 名	
型 式	
3 備付を廃止した理由及び廃止年月日	
4 備付廃止後の診療用粒子線照射装置使用室の用途	

(注)1 診療用粒子線照射装置1台につき当該様式1部を提出すること。

2 廃止の日から10日以内に提出すること。